

No. ※	文書の概要										主な内容					URL (最終アクセス: 2023.3.28)	
	文書名称	作成主体	ABSCHカテゴリー ※	作成年	遺伝資源利用セクター	利用目的(商業/学術等)	文書の対象者	契約書ひな形有無	作成の背景目的、概要	特徴、特筆点	適用範囲	PIC取得MAT設定	利益配分	伝統的知識	配分利益の使途		その他
J1	遺伝資源へのアクセス手引(第2版)	経済産業省・JBA	National or domestic guidelines	2012	全般(主にバイオ産業)	全般(商業利用にやや比重)	日本の産業界、研究機関等	×	●遺伝資源のアクセスの円滑化と適切な利益配分により、提供者と利用者がWin-Winな関係を構築する一助とする。また、遺伝資源の商業利用におけるリスクを軽減する。 ●名古屋議定書採択に伴い改定。	実務的なQ&Aが充実している。	名古屋議定書に準ずる(遺伝資源と関連する伝統的知識)。	●PIC取得の必要性・手続に関して調査が重要として、調査すべき事項を列挙。 ●MATについても相手国の法制度の調査が重要。 ●MATの項目についてはボン・ガイドラインを参考にしよう推奨。 ●実務的なQ&Aあり。	●利益配分の基本的考え方や留意事項が記載されている。 ●留意事項としては、利益について相互理解が重要、寄与度に応じた利益配分を設定すべきとされる。	伝統的知識のアクセスに当たっての基本的考え方が示されている。	—	—	<a href="http://www.mabs.jp/archives/pdf/iden_tebiki_v2.pdf">http://www.mabs.jp/archives/pdf/iden_tebiki_v2.pdf</a>
J2	遺伝資源を利用する学術研究のためのアクセスと利益配分に関するガイドダンス	国立遺伝学研究所	—	2016	学術	学術研究	研究機関、共同研究プロジェクトグループ、学術研究者、研究機関における研究支援組織、遺伝資源保存施設	×	生物資源を利用した学術研究の促進のため、遺伝資源へのアクセスと利益配分について、学術研究関係者のためのガイドダンスを提供すること。	研究機関、共同研究チーム、研究者ごとにガイドダンスが詳細にまとめられている。	●名古屋議定書に準ずる(遺伝資源と関連する伝統的知識)。 ●ただし、合成生物学等、適用範囲が明確でないケースが存在することも説明。	●PIC、MATについての基礎的な解説。 ●提供国側が重要視すると予想される交渉事項。	●利益配分に関する基礎的な解説。 ●複数の研究機関で共同プロジェクトとして研究する場合のアクセスと利益配分の規則確立の注意点。 ●非営利研究の成果から得られる利益とその配分について。	●基本的な説明。 ●定義、適用範囲に関する最近の議論内容。	—	—	<a href="http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/wp-content/uploads/2016/06/da25f7b7f2c44a1d69edc70706fe2d89.pdf">http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/wp-content/uploads/2016/06/da25f7b7f2c44a1d69edc70706fe2d89.pdf</a>
J3	海外の遺伝資源を用いた植物育種・研究のために～植物遺伝資源の取得・利用手引～	農林水産省	—	2019	農業、植物育種	商業利用含む	植物育種に関わる企業、大学、研究機関、個人育種家、研究者	×	海外の植物を取得し、育種・研究利用を行う際に対応の仕方を参照できるようにすること。	植物育種・研究の現場で実際に直面する課題にできるだけ対応。	名古屋議定書に準ずる(遺伝資源と関連する伝統的知識)。	●PIC、MATについての基礎知識の解説あり。 ●実務的なQ&Aあり。 ●PIC取得に向けたチェックリストを掲載。 ●MATの際の推奨要素を掲載。	利益配分の方法について例をリスト化(附録)。	伝統的知識も考慮する旨の記載あり。	—	—	<a href="https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kanryo/seisaku/GR/attach/pdf/win_abs-26.pdf">https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kanryo/seisaku/GR/attach/pdf/win_abs-26.pdf</a>
J4	遺伝資源へのアクセス手引～国内手続き編～	経済産業省・JBA	National or domestic guidelines	2018	全般	全般	日本の産業界、研究機関等	×	名古屋議定書の下での国内措置であるABS指針策定の経緯、概要、示された措置に対応する際の留意点等を紹介する。	●ABS指針の各項目について詳細な説明がなされている。 ●ABS指針に基づく報告手続の詳細がまとめられている。 ●実務的なQ&Aが充実している。	名古屋議定書に準ずる(遺伝資源と関連する伝統的知識)。	●PIC、MATについての基礎的な解説。 ●ABS指針におけるPIC、MATの位置づけの説明。 ●実務的なQ&Aあり。	●利益配分に関する基礎的な解説。 ●ABS指針における利益配分の位置づけの説明。	●伝統的知識のアクセスに関する基礎的な解説。 ●伝統的知識の適法取得に係る報告手続の詳細が記載されている。	—	—	<a href="http://www.mabs.jp/archives/society/pdf/gr-access.pdf">http://www.mabs.jp/archives/society/pdf/gr-access.pdf</a>

No. ※	文書の概要										主な内容						URL (最終アクセス: 2023.3.28)
	文書名称	作成主体	ABSCHカテゴリー ※	作成年	遺伝資源利用セクター	利用目的(商業/学術等)	文書の対象者	契約書ひな形有無	作成の背景目的、概要	特徴、特筆点	適用範囲	PIC取得MAT設定	利益配分	伝統的知識	配分利益の使途	その他	
F1	Botanic gardens: Principles on Access to Genetic Resources and Benefit-sharing for Participating Institutions	Botanic Gardens Conservation International	Standards	2001	限定せず	限定せず	加盟している植物園等	○	加盟する植物園等において、資源へのアクセスと利益配分に関する方針や手続の策定支援を目的としており、共通的な手続を示したものの。	植物について、遺伝資源の取得だけでなく提供側の手続もまとめられている。	植物に関する遺伝資源と関連する伝統的知識。	● 遺伝資源の取得に関わる原則や、手続として、PIC取得。 ● 遺伝資源の提供、取得においては、契約書に基づいて進められることを説明。	● 得られた利益は取得国、関係者に配分することを明記。商業利用の場合は金銭的な利益配分も行っている。 ● 生物多様性条約発効前に取得した遺伝資源から得られた利益についても、可能な限り配分することを求めている。	—	—	—	<a href="https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-238056">https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-238056</a>
F2	Guidelines for BIO Members Engaging in Bioprospecting and Suggested Model Material Transfer Agreement	Biotechnology Innovation Organization (BIO)	Model contractual clauses; Standards	2005	企業	商業利用	生物資源調査を行うBIO加盟企業	○	BIO加盟企業の生物資源調査活動に当たって、関連する論点を伝えることを目的とする。	ベストプラクティスを含む。	● PICによって提供国側に管理される遺伝資源。 ● ヒト由来のもの、生物多様性条約発効前に取得されたex situの資源、制約なく公に利用可能な資源・情報は対象外。	● PIC取得に向けた必要条件の充足。 ● PIC取得に向けた必要条件がない場合の手続。	● 利益配分については誠実に対応し、その取引条件については契約書に記載することが望ましい。 ● 生物資源調査の契約に含めることが考えられる利益提供の類型。	地域や固有のコミュニティの利益、権利を守る手法。	—	—	<a href="https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-238058">https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-238058</a>
F3	International Society of Ethnobiology Code of Ethics	International Society of Ethnobiology (ISE)	Codes of conduct; Standards	2006 (2008追記あり)	学術	学術研究	International Society of Ethnobiology (ISE) のメンバー	×	民族生物学研究や関連する活動を実施する際の意思決定に関わるフレームワークを提供することを目的とする。研究に際しての17の原則と、12の実践的ガイドラインを掲載。	—	生物民俗学研究全般(遺伝資源の利用に限らず)。	先住民や伝統社会に対するの、事前の研究内容の同意。	研究による相互利益の衡平な共有。	● 先住民や伝統社会が優先権を持つという原則。 ● 先住民や伝統社会が持つ資源・知見の譲渡不可能性の原則。 ● 先住民や伝統社会に対しての完全開示の原則。 ● 先住民や伝統社会による、伝統的知見を非公開にする権利。	—	—	<a href="https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-238060">https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-238060</a>
F4	Supplementary Instructions for Funding Proposals Concerning Research Projects within the Scope of the Convention on Biological Diversity (CBD)	DFG(英名: the German Research Foundation)	Standards	2008	学術	主に学術研究(商業化に関する記載もあり)	DFGに申請を行い得る研究者	×	名古屋議定書に関わる研究プロジェクトを、DFG(ドイツ研究振興協会)に対して申請することを促進するためのガイドライン。また研究者に対して、名古屋議定書の原則に従い、透明性と信頼を向上させることも目指している。	記載内容については、根拠を良く示している。例えば、該当するCBD原文の記載部分を脚注で示してある場合も多い。	名古屋議定書に準ずる(遺伝資源と関連する伝統的知識)。	● PIC、MATの意義について解説。 ● PICを要求される先、PICに記載すべき内容(研究代表者と研究支援機関についての一般的情報、研究内容についての情報、研究プロセスの情報、利益配分)について説明。 ● MATに記載されるべき内容(序文、アクセスと利益配分の条項、法的条項)について説明。	● 利益配分の意義を説明。 ● 科学的利益の配分について、例を列挙。	—	—	研究の計画段階、準備段階、実施段階、商業化段階等のステップごとに、実施事項、推薦事項等をチェックリストとして記載。	<a href="https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-208078">https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-208078</a>

No. ※	文書の概要										主な内容						URL (最終アクセス: 2023.3.28)
	文書名称	作成主体	ABSCHカテゴリー ※	作成年	遺伝資源利用セクター	利用目的(商業/学術等)	文書の対象者	契約書ひな形有無	作成の背景目的、概要	特徴、特筆点	適用範囲	PIC取得MAT設定	利益配分	伝統的知識	配分利益の使途	その他	
F5	UEBT Principles on Patents and Biodiversity	Union for Ethical BioTrade (UEBT)	Best practices	2010	野生からの生物資源を原材料に利用する業界(食品、飲料、医薬、化粧品、トイレタリー等)	商業利用	UEBTのメンバー企業	×	●CBDにおいて知的財産権が条約理念と相反することがないよう求められていることに対応。 ●UEBTメンバー企業が特許とUEBT遵守事項との関係を理解して取り組むことを目指す。	特許権の設定におけるABS関連の配慮事項について基本原則を示すもの。	●野生からの生物資源(遺伝資源を含む)。 ●生物多様性に由来する製品・製造工程に対する特許。	生物資源の利用や生物多様性に由来する製品・製造工程に対して、基本的考え方を示す。	生物資源の利用や生物多様性に由来する製品・製造工程に対して、基本的考え方を示す。	特許権の設定に当たって、伝統的知識に関する留意事項について記載。	—	—	<a href="https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-208169">https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-208169</a>
F6	MOSAICC – Micro-Organisms Sustainable use and Access regulation International Code of Conduct	The Belgian Co-ordinated Collections of Micro-organisms (BCCM)	Codes of conduct	2011 (初版: 1999)	限定せず	限定せず	微生物研究者、及び微生物遺伝資源を提供する国家機関	×	MOSAICCは、ライブラリ等が微生物資源を国家を超えて協動的に扱うために、微生物の遺伝資源へのアクセスの促進と、パートナー機関と適切な合意を行うために作成された。	—	微生物の遺伝資源。	●PICの定義と内容について説明。 ●in situの微生物遺伝資源、ex situの微生物遺伝資源について、それぞれPICの手続を開設。 ●MTA(素材移転契約)の必要性に言及。 ●MATの概要と内容の説明。 ●モデルMTA、標準MTAの使用と、それが不十分な場合の個別のMTA策定について説明。	MTAにおける利益配分の記載の仕方について説明。	—	—	<a href="https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-207283">https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-207283</a>	
F7	The Tkarhwaí:ri Code of Ethical Conduct to Ensure Respect for the Cultural and Intellectual Heritage of Indigenous and Local Communities Relevant to the Conservation and Sustainable Use of Biological Diversity	Secretariat of the Convention on Biological Diversity (SCBD)	Codes of conduct	2011	全般	限定せず	締約国、政府、その他の先住民及び地域社会との関わりを持つステークホルダー	×	生物多様性条約事務局により作成された、先住民及び地域社会と協働する上での倫理的な手段や原則の提供。	倫理的な行動規範の形をとっており、無差別、透明性の確保といった倫理原則、更に、聖地であることに認識等の個別的な倫理的注意事項が述べられている。	伝統的知識、生物多様性の保存と持続可能な利用。	PICの定義について説明。	利益配分の定義について説明。	伝統的知識の有用性について説明する一方で、それらが危機にさらされていることから、先住民あるいは地域的な文化、知的財産を守るための倫理的な行動指針を採用することが重要であるとしている。	先住民、地域住民は彼らの貢献に対する公正で十分な利益配分を受けなければならないことが述べられている。	—	<a href="https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-240896">https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-240896</a>
F8	Ethical BioTrade Standard	Union for Ethical BioTrade (UEBT)	Standards	2012 (初版: 2007)	企業	商業利用	UEBTのトレーディングメンバー(加盟企業)	×	UEBTの加盟企業が、自社のサプライチェーンにて生物多様性に関する原材料を扱う際に、どのようにマネジメントすべきかを示した基準。	—	生物多様性や関連する伝統的知識により得られる原材料。	●生物多様性や関連する伝統的知識にアクセスするには、PIC取得、MATの設定を行う旨を解説。 ●利益配分に当たってはMATにて位置づけることを説明。	利益配分に当たって、提供元に対してどのように接し、貢献を行うべきか、得られた利益をどのように配分するかを詳細に説明。	生物種や原材料の調達に関する伝統的慣習が認識されるべきであることを説明。	—	—	<a href="https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-207310">https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-207310</a>

No. ※	文書の概要									主な内容						URL (最終アクセス: 2023.3.28)	
	文書名称	作成主体	ABSCHカテゴリー ※	作成年	遺伝資源利用セクター	利用目的(商業/学術等)	文書の対象者	契約書ひな形有無	作成の背景目的、概要	特徴、特筆点	適用範囲	PIC取得MAT設定	利益配分	伝統的知識	配分利益の使途		その他
F9	ABS Management Tool – Best Practice Standard and Handbook for Implementing Genetic Resource Access and Benefit-Sharing Activities	Stratos Inc. in cooperation with Geoff Burton and Jorge Cabrera	Best practices; Standards	2012	全セクター	学術研究 & 商業利用	遺伝資源の利用者及び提供者(企業、研究者、政府、地域コミュニティ)	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2007年に策定された初版を、名古屋議定書の採択に伴い改定(コンプライアンスと技術・知見の移転に関する基準を追加)。</li> <li>●遺伝資源に関わる研究者、企業、政府、地域コミュニティに向けた自主的ガイドライン。</li> <li>●利用者と提供者双方の信頼関係に基づく遺伝資源のやり取りを促進することを旨とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●Volume 1はベストプラクティス基準、Volume 2は基準を充足するためのステップを説明するハンドブック。</li> <li>●幅広い関係者に向けて網羅的に示されている。</li> </ul>	名古屋議定書に準ずる(遺伝資源と関連する伝統的知識)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●PICの要件や性質について基準で示すとともに、ハンドブックでPIC取得に関して考慮すべき事項をチェックリスト形式で記載。</li> <li>●MAT交渉に当たった基本姿勢を示し、ハンドブックではMAT交渉に関して考慮すべき事項をチェックリスト形式で記載(よくある課題への対応についても記載あり)。</li> <li>●サポートツールとして、PICに必要な要素、MTAの要素、ABSに関する契約交渉に当たった考慮事項等がまとめられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利益配分の基本的考え方を示すとともに、ハンドブックでは利益配分の交渉・実施に当たって考慮すべき事項をチェックリスト形式で記載(よくある課題への対応についても記載あり)。</li> <li>●想定される利益を短期・中期・長期に分類して列挙したリストあり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基準には、伝統的知識の保護規制は国による差異が大きいと前置した上で、伝統的知識にアクセスする際の基本姿勢について規定。</li> <li>●ハンドブックではアクセスに当たった考慮事項をチェックリスト形式で記載(よくある課題への対応についても記載あり)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利益配分は生物多様性保全に貢献する旨の取組方法を取っている旨基準に記載あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセス検討段階での確認事項についてフローチャートあり。</li> <li>●コンプライアンス確保のためにあらかじめ考慮すべき事項について記載あり(利用国法令の通知、不遵守発生の際の措置の確認等)。</li> </ul>	<a href="https://absch.cb.d.int/api/v2013/documents/63C16B6A-647C-CF81-FC34-ABD0AE6A5478/attachments/Updated%20ABS%20Management%20Tool%20May%202012.pdf">https://absch.cb.d.int/api/v2013/documents/63C16B6A-647C-CF81-FC34-ABD0AE6A5478/attachments/Updated ABS Management Tool May 2012.pdf</a>
F10	Fair and equitable benefit sharing: Manual for the assessment of policies and practices along natural ingredient supply chains	Union for Ethical BioTrade (UEBT)	Codes of conduct; National or domestic guidelines	2013	企業	商業利用	UEBTの加盟企業。また加盟企業以外にも広く企業を対象していると思われる。	×	UEBTは、生物多様性から得られた原材料に敬意を持つことを促進する団体。本マニュアルでは、Ethical BioTradeにおいて、公平な利益配分の実施を促進することを目的としている。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公平な利益配分を行う手段として、PIC取得、MATの設定が記載されている。</li> <li>●PIC、MATについての詳細な説明は少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公平な利益配分の考え方について説明。</li> <li>●利益配分における要求事項について説明。</li> <li>●公平な利益配分の評価方法について解説。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伝統的知識は敬意を払うべき対象として説明されているが、詳しい記載はみられない。</li> </ul>	—	—	<a href="https://absch.cb.d.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-207320">https://absch.cb.d.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-207320</a>	
F11	Guidelines for IFPMA (International Federation of Pharmaceutical Manufacturers and Associations) Members on Access to Genetic Resources and Equitable Sharing of Benefits Arising out of their Utilization	International Federation of Pharmaceutical Manufacturers and Associations (IFPMA)	National or domestic guidelines; Best practices	2013	製薬企業	商業利用	IFPMA加盟企業(製薬企業)	×	製薬企業に対して、産業上の生物多様性条約遵守のベストプラクティスを簡潔に示すこと。	—	名古屋議定書に準ずる(遺伝資源と関連する伝統的知識)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ベストプラクティスとして取るべき手続の中でPIC取得、MATに基づいて対象物を取得、利益配分することを記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●MATに基づいて、利益配分の合意がなされることが記載されている。</li> </ul>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政府側によってなされるべきことも記載されている。</li> </ul>	<a href="https://www.cbd.int/abs/submissions/icnp-3/EU-IFPMA-EFIA-Guidelines.pdf">https://www.cbd.int/abs/submissions/icnp-3/EU-IFPMA-EFIA-Guidelines.pdf</a>
F12	Dialogues in Ethical BioTrade: How to establish respectful, balanced and inclusive discussions in the sourcing of natural ingredients (UEBT, 2014)	Union for Ethical BioTrade (UEBT)	National or domestic guidelines	2014	企業	商業利用	UEBTのトレーディングメンバー(加盟企業)	×	UEBTの加盟企業が、Ethical BioTrade Standardを守るため、自社のサプライチェーン活動の中で関係者とのコミュニケーションを図る際に気を付けるべき事項をまとめた実践的なガイドラインの提供。	挿絵を用いて初心者でも分かりやすいよう配慮。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺伝資源、土地に関する権利、先住民、伝統的知識へのアクセス。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●PIC及びMATを取得するに当たっての、関係者の確認、マッピング、更に対話の確立、そのための情報共有、能力構築について。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利益配分は国内のABS法制に従ってなされなければならないこと、国内のABS法制がない場合でもABSの原則にのっとった、生物多様性を尊重した研究開発がなされなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●このガイドラインは、伝統的知識を所有している先住民との対話をいかに進めるかについて説明している。</li> </ul>	—	—	<a href="https://absch.cb.d.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-240899">https://absch.cb.d.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-240899</a>

No. ※	文書の概要										主な内容						URL (最終アクセス: 2023.3.28)
	文書名称	作成主体	ABSCHカテゴリー ※	作成年	遺伝資源利用セクター	利用目的(商業/学術等)	文書の対象者	契約書ひな形有無	作成の背景目的、概要	特徴、特筆点	適用範囲	PIC取得MAT設定	利益配分	伝統的知識	配分利益の使途	その他	
F13	Access and Benefit Sharing Toolkit	National Environment Management Authority	National or domestic guidelines	2014	全セクター	学術研究 & 商業利用	ケニアの遺伝資源利用者及び提供者及びケニア国内の関連機関	○ MTA, PIC, MAT	ケニアの遺伝資源を利用する際のABSに関する体系的なツールキットを提供。	ケニアの生物多様性の解説に始まり、それへのアクセス、利益配分に係る規則の説明、さらにMTA, PIC, MTAのひな形を含む構成となっている。	ケニアの遺伝資源、伝統的知識。	●生物資源の取得、遺伝資源活用、第三者への提供等、各ステップごとに取るべき行動を整理。 ●PIC, MATもステップごとに適宜記載あり。 ●PIC, MATのひな形あり。	利益配分の基本的考え方、金銭的及び非金銭的利益配分の定義等を明記。	伝統的知識の利用等には、PICやMAT等の書面による同意に基づく必要あり。	利益配分を容易にするための情報提供。	—	<a href="https://absch.cb.int/database/A19A20-ABSCH-A19A20-SCBD-208068">https://absch.cb.int/database/A19A20-ABSCH-A19A20-SCBD-208068</a>
F14	Global Genome Biodiversity Network Guidance: Best Practice	Global Genome Biodiversity Network (GGBN)	Best practices	2015	学術(分子生物多様性研究、その他組織標本を用いた研究)	学術研究	GGBN加盟機関(大学、研究機関、カルチャーコレクション、博物館等)	×	●分子生物多様性のレポジトリとしてのGGBN会員の活動を支援することを目的としている。 ●各研究機関が定めるべき内規について要素別に解説しており、実務寄りの内容。	GGBNが策定したCode of Conduct及びStatementの補完的位置づけ。	1993年以降及び2014年以降にアクセスされた生物素材。	遺伝資源取得に当たって考慮すべき事項を以下の3つのパターン別に説明。 1) in situから収集 2) ex situから永久取得(購入・寄託・交換等を含む) 3) ex situから一時取得	利益配分の基本的考え方が示されている(非金銭的利益配分が中心)。	伝統的知識の取扱いについて、各研究機関の内規を定める必要がある旨記載されている。	—	研究機関における素材管理、素材の第三者への移転についても言及あり。	<a href="https://absch.cb.int/database/A19A20-ABSCH-A19A20-SCBD-208660">https://absch.cb.int/database/A19A20-ABSCH-A19A20-SCBD-208660</a>
F15	African Union Guidelines for the Coordinated Implementation of the Nagoya Protocol on ABS: The Strategic Framework	African Union Commission, Department of Human Resources, Science and Technology	Best practices	2015	全セクター	学術研究 & 商業利用	アフリカ連合加盟国	×	●アフリカにおける名古屋議定書の実施を推進するため、加盟国の提供国措置について指針を提示。 ●Practical Guidelineの策定及び今後の改定の基礎となる考え方を示す。	提供国措置について記載、加盟国への制度整備を求める内容が中心。	名古屋議定書に準ずる(遺伝資源と関連する伝統的知識)。 ※名古屋議定書で定義する派生物を含むコモディティは対象外。	●加盟国に対し、国内法制度整備を求める(MATIに利益配分条項を明記)。 ●利益配分に関する基準策定、セクター別モデル契約条項や指針等の策定を目指す旨記載あり。	加盟国に対し、国内法制度整備を求める(伝統的知識へのアクセスにはPIC又は関係主体の参加承諾の取得、及びMAT締結を要求)。	加盟国に対し、国内法整備を求める(利益は生物多様性保全と地域住民の生活向上に使用)。	—	<a href="https://absch.cb.int/database/A19A20-ABSCH-A19A20-SCBD-207247">https://absch.cb.int/database/A19A20-ABSCH-A19A20-SCBD-207247</a>	
F16	Global Genome Biodiversity Network Guidance: Code of Conduct	Global Genome Biodiversity Network (GGBN)	Codes of conduct	2015	学術	学術研究	GGBN加盟機関(大学、研究機関、カルチャーコレクション、博物館等)	○ 生物資源の利用に関する文書のひな形	●名古屋議定書に沿って作られた、GGBNにおけるABSについての規約。 ●分子生物多様性のレポジトリとしてのGGBN会員の活動を支援することを目的としている。	ベストプラクティスを含む。	名古屋議定書に準ずる(遺伝資源と関連する伝統的知識)。	●生物資源の取得、遺伝資源活用、第三者への提供等、各ステップごとに取るべき行動を整理。 ●PIC, MATもステップごとに適宜記載あり。	GGBN加盟機関の活動の性格から非金銭的な利益配分が多くなることに言及し、その例を記載。	伝統的知識の利用等には、PICやMAT等の書面による同意に基づく必要あり。	—	<a href="https://absch.cb.int/database/A19A20-ABSCH-A19A20-SCBD-208662">https://absch.cb.int/database/A19A20-ABSCH-A19A20-SCBD-208662</a>	
F17	Code of Conduct and Best Practices on Access and Benefit-Sharing and Material Transfer Agreement Templates	Consortium of European Taxonomic Facilities (CETAF)	Model contractual clauses; Codes of conduct; Best practices	2015	学術	学術研究	CETAF加盟機関(欧州の国立博物館、植物園、生物多様性研究所、関連コレクション等)	○	●CETAF加盟機関によって、コレクションの運営やコレクションに基づく研究が行われるための運用原則の概要。 ●ベストプラクティスの詳細の提供。 ●PIC, MATの協議のために提供者、利用者がどのように生物試料を扱うかを提示。	—	名古屋議定書に準ずる(遺伝資源と関連する伝統的知識)。	●生物資源の取得、遺伝資源活用、第三者への提供等、各ステップごとに取るべき行動を整理。 ●PIC, MATもステップごとに適宜記載あり。 ●ベストプラクティスとして詳細の例示あり(Annex 1)。 ●利益配分の類型をリスト化(Annex 4)。	●利益の衡平な共有。 ●名古屋議定書の発効前にアクセスした遺伝資源の扱い(発効前のアクセスでも、新たな利用から生じた利益についてはその後合意されたものと同様に扱う)。 ●ベストプラクティスとして詳細の例示あり(Annex 1)。 ●利益配分の類型をリスト化(Annex 4)。	●伝統的知識の利用等には、PICやMAT等の書面による同意に基づく必要あり。 ●伝統的知識は、その取得条件に従ってのみ活用。	—	キュレーション(情報集約)の適切な手続についても記載あり。	<a href="https://absch.cb.int/database/A19A20-ABSCH-A19A20-SCBD-238048">https://absch.cb.int/database/A19A20-ABSCH-A19A20-SCBD-238048</a>

No. ※	文書の概要										主な内容					URL (最終アクセス: 2023.3.28)	
	文書名称	作成主体	ABSCHカテゴリー ※	作成年	遺伝資源利用セクター	利用目的(商業/学術等)	文書の対象者	契約書ひな形有無	作成の背景目的、概要	特徴、特筆点	適用範囲	PIC取得MAT設定	利益配分	伝統的知識	配分利益の使途		その他
F18	Utilization of genetic resources and associated traditional knowledge in academic research – A good practice guide for access and benefit-sharing	Swiss Academy of Sciences (SCNAT)	Best practices	2016	学術	学術研究	学術研究に従事する研究者、研究部門の責任者、管理者	×	ABSを概括し、遺伝資源を含む研究プロジェクトを行う学術研究者や研究機関を支援するため。	学問分野別の事例紹介あり(植物学、生態学、農学、薬学、民族植物学)。	名古屋議定書に準ずる(遺伝資源と関連する伝統的知識)。	●扱う遺伝資源別(in situ/ex situ)に応じて確認すべき事項がフローチャートで示されている。 ●研究の種類や進行段階に応じて取るべき行動、推奨される行動が一覧表で示されている。	●研究の種類や進行段階に応じて取るべき行動、推奨される行動が一覧表で示されている(利益配分含む)。 ●学術分野で考えられる利益配分のパターンを例示。	伝統的知識のアクセスに当たっての基本的考え方が示されている。	—	制度が不明瞭な国の遺伝資源へのアクセスは回避するよう推奨。	<a href="https://absch.cb.d.int/database/A19A20-ABSCH-A19A20-SCBD-238868">https://absch.cb.d.int/database/A19A20-ABSCH-A19A20-SCBD-238868</a>
F19	MIRRI Best Practice Manual on Access and Benefit Sharing	Microbial Resource Research Infrastructure (MIRRI)	Best practices	2016	微生物研究	学術研究 & 商業利用	微生物資源の保存機関(mBRC)、微生物のやり取りをする研究者	×	名古屋議定書の採択及びEU規則の制定に対応した形でmBRCとしての微生物資源の収集・提供が行われるようにするため。	ABS法制度遵守のため考慮すべき事項を以下の6つの側面から記載。 1) コレクションへの新規登録 2) 素材の配布 3) mBRC内での研究利用 4) 文書・データ管理 5) 従事者の意識向上 6) 対象外となる機関	「遺伝資源」については名古屋議定書に準ずるとしているが、本文書では遺伝資源よりも広く生物素材全般について記載。	●mBRCの新規登録に当たっては、寄託者はPIC・MATを(あれば)提出するものとされている。 ●in situでの取得を行う研究者の取るべき行動については、Annexにフローチャートを掲載。	●mBRC内での研究利用についての利益配分は、契約に従って実施する旨記載されている。 ●mBRCが提供した素材を利用しての商業利用に関して、MTAのオプション条項について言及あり。	寄託された素材に付随する伝統的知識は、MATの内容に従い公開する。	—	MAA(素材取得契約書)・MTAに含めるべき内容について、Due Delligence実施に最低限の要求事項と望ましい事項とに書き分けられている。	<a href="https://absch.cb.d.int/api/v2013/documents/F1C80F1C-1EB7-F02A-CEED-E7D523F17079/attachments/MIRRI%20ABS%20Manual_web.pdf">https://absch.cb.d.int/api/v2013/documents/F1C80F1C-1EB7-F02A-CEED-E7D523F17079/attachments/MIRRI%20ABS%20Manual_web.pdf</a>
F20	TRUST – TRansparent Users-friendly System of Transfer	Belgian Science Policy Office (Belspo)	Best practices	2016	微生物研究	学術研究 & 商業利用	微生物学研究者	○ MAA(素材取得契約)及びMTA	●名古屋議定書の採択や科学の進展に伴いMOSAICC(CBDに即した微生物遺伝資源のABSのための自主的行動規範)を発展的に改定。 ●効率的で世界的に汎用性のある微生物遺伝資源のABSシステムを構築することを旨とする。	TRUSTシステムは以下の4つの要素で構成される。 1) ワークフロー 2) モデルMAA・MTA 3) データ管理システムGCM 4) WFCC(世界微生物株保存連盟)	微生物遺伝資源(「遺伝資源」の定義はCBDに準ずる)。	●PICの要件、含めるべき項目を掲載。 ●素材提供に関して、相互に合意する条件(一般的な契約条項の意、CBDというMATに限定しない)について記載あり。 ●MTAについては、標準契約の形式と個別交渉する形式とに分けた上で、個別交渉の際の留意点について記載。	●MTAの条項として利益配分を含める場合の留意点、双方の話し合いを行うべき主要な議題を例示。 ●金銭的利益配分について類型を示し、微生物株保存機関の立場から考慮すべき点を記載。	—	金銭的利益配分は科学技術協カプログラムに用いられるべきとの記載あり。	微生物サンプルは、in situからの採集時点では混合物の状態であることを踏まえた管理手法を提示。	<a href="https://absch.cb.d.int/database/A19A20-ABSCH-A19A20-SCBD-208170">https://absch.cb.d.int/database/A19A20-ABSCH-A19A20-SCBD-208170</a>
F21	Código de Conducta para el Acceso y Uso de la Biodiversidad Vegetal en los que participan los jardines botánicos de México. Compendio de Buenas Prácticas de Acceso y Uso de la Biodiversidad Vegetal.	Asociación Mexicana de Jardines Botánicos, A. C. (AMJB)	Codes of conduct; Best practices	2016	学術 & 商業	学術研究 & 商業利用	植物園、地域社会、企業、研究者	×	生物多様性の保全と持続可能な利用に関するメキシコ政府の法制及び国際条約(名古屋議定書)の遵守に向けたメキシコ植物園協会(AMJB)の行動規範や行動計画が記載。 後半は、生物多様性(植物)へのアクセスと利用の実践におけるグッドプラクティス概要(Compendio de Buenas Prácticas de Acceso y Uso de la Biodiversidad Vegetal)が添付。	ベストプラクティスを含む。	名古屋議定書に準ずる(遺伝資源と関連する伝統的知識)。	●ベストプラクティスとして取るべき手順の中でPIC取得、MATに基づいて対象物を取得、利益配分することを記載。 ●PICやMATについて定義や基本的な基準が記載。なお、PICは「Consentimiento Fundamentado Previo e Informado (CFPI)」、MATは「Condiciones Mutuamente Acordadas (CMA)」。	●生物資源利用にかかる利益の公正かつ衡平な配分。 ●MATに基づいて、利益配分の合意がなされることが記載されている。	CBD(2011)の定義を紹介(先住民や伝統社会の有する遺伝資源に関する資源や知見)。	—	—	<a href="https://absch.cb.d.int/api/v2013/documents/495F96F1-AA2C-017C-55AD-F4C8CF5F96EA/attachments/AMJB_Co%CC%81dig o.pdf">https://absch.cb.d.int/api/v2013/documents/495F96F1-AA2C-017C-55AD-F4C8CF5F96EA/attachments/AMJB_Co%CC%81dig o.pdf</a>

No. ※	文書の概要									主な内容						URL (最終アクセス: 2023.3.28)	
	文書名称	作成主体	ABSCHカテゴリー ※	作成年	遺伝資源利用セクター	利用目的(商業/学術等)	文書の対象者	契約書ひな形有無	作成の背景目的、概要	特徴、特筆点	適用範囲	PIC取得MAT設定	利益配分	伝統的知識	配分利益の使途		その他
F22	African Union Guidelines for the Coordinated Implementation of the Nagoya Protocol on ABS: The Practical Guidelines	African Union Commission, Department of Human Resources, Science and Technology	Model contractual clauses; National or domestic guidelines; Best practices; Standards	2016	全セクター	学術研究 & 商業利用	アフリカ連合加盟国	○ (Annex 2)	アフリカ連合では、アフリカの国家が協調して名古屋議定書を推進するためにAfrican Union Guidelineを策定。2つのガイドラインからなるうちの1つが本Practical Guidelineであり、名古屋議定書を遂行するための実践的なツールとして取りまとめている。	—	名古屋議定書に準ずる(遺伝資源と関連する伝統的知識)。 ※名古屋議定書で定義する派生物を含むコモディティは対象外。	加盟におけるPIC、MATの手続導入について。	●加盟国における遺伝資源と伝統的知識の価値づけの戦略。 ●加盟国における遺伝資源と伝統的知識の所有権の規定。 ●利益配分基準。 ●先住民と地域コミュニティとの利益配分。 ●金銭的便益と非金銭的便益。 ●共有資源から発生した利益の共有。 ●地球規模の多国間利益配分の仕組み。 ●利益配分の合意: 商業目的のMAT。 ●利益配分手段のリスト。	伝統的知識に関して、加盟国が準備しておく方法。	—	—	<a href="https://absch.cb.d.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-207246">https://absch.cb.d.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-207246</a>
F23	Utilization of genetic resources and associated traditional knowledge in academic research – A good practice guide for access and benefit-sharing	Swiss Academies of Arts and Sciences, Swiss Academy of Sciences, Bern, Switzerland	Model contractual clauses; Codes of conduct; Standards	2016	学術	学術研究	研究者や研究機関	○	研究者に対して、生物多様性条約、名古屋議定書、ITPGRを遵守した行動ができるようにすること。	参考事例として、6例のケーススタディを掲載。	名古屋議定書に準ずる(遺伝資源と関連する伝統的知識)。	●PIC、MATについての基本的解説。 ●ケーススタディにて、事例ごとに対応の有無を記載。	利益配分の例をリストアップ。	●定義(WIPOの定義を紹介)。 ●伝統的知識へのアクセス。	—	—	<a href="https://absch.cb.d.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-238868">https://absch.cb.d.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-238868</a>
F24	Recognition of European Commission of the CETAF Code of Conduct Best Practice on ABS as best practices under Regulation (EU) No 511/2014	Consortium of European Taxonomic Facilities	Code of conduct	2019	学術	学術研究	CETAFのメンバー	○ (MTA)	名古屋議定書や名古屋議定書に基づき制定されたEU内の規則に対応するためにCETAFが策定した行動規範(Code)の概要を示すこと、優良事例を示すこと、Practical Guidanceとしてチェックリストを提供することを目的とする。	ベストプラクティスを含む。	名古屋議定書及びEU規則(No. 511/2014)に準ずる。	●PIC、MATについての基本的解説。 ●in situ/ex situ、及び継続的な取得/一時的な取得の各々の場合による事例を紹介。 ●PIC、MATの合意を含むABS管理でおさえるべきステップを整理。組織で実施する場合と個人で実施する場合の実施事項を整理。 ●非商業利用での一時的な移転及び永続的な移転の場合のMATについて、様式を作成。	●利益配分の定義(考え方)を記載。 ●金銭的便益と非金銭的便益を整理(Annex 4)。	●伝統的知識の取得にはPICやMATによる同意が必要。 ●WIPOの定義を紹介。	—	—	<a href="https://absch.cb.d.int/api/v2013/documents/F688247C-D315-2BCE-AA62-746AF9E2EF5F/attachments/European%20Commission%20Decision%20CETAF%20CoC%20on%20ABS_10May2019.pdf">https://absch.cb.d.int/api/v2013/documents/F688247C-D315-2BCE-AA62-746AF9E2EF5F/attachments/European%20Commission%20Decision%20CETAF%20CoC%20on%20ABS_10May2019.pdf</a>
F25	Molecular Ecology and Molecular Ecology Resources guidelines for Data Accessibility and Benefit-Sharing.	The Editorial Board of Molecular Ecology and Molecular Ecology Resources	Best practices, Standards	2021	学術(分子生態学)	学術研究	論文投稿者	×	論文投稿に当たり、論文結果を裏付けるデータ(採集地・時期と遺伝子データ等)を一般にアクセス可能なりポジトリにアーカイブが必要なこと、研究がCBD/NPの関係国内法を遵守していることを求め、データアクセシビリティと利益配分に関する声明の記載を要求する指針を提供している。	論文への記載例も示されている。	—	—	—	—	●論文投稿に当たり、遺伝子データ、採取地・時期等のリポジトリへ登録、CBD/NPの関係国内法遵守が必要。 ●データアクセシビリティと利益配分に関する声明の記述が必要。	<a href="https://absch.cb.d.int/en/databases/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-258454-1">https://absch.cb.d.int/en/databases/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-258454-1</a>	

No. ※	文書の概要										主な内容					URL  (最終アクセス: 2023.3.28)	
	文書名称	作成主体	ABSCHカ テゴリ ※	作成年	遺伝資源 利用セク ター	利用目的 (商業/学 術等)	文書の対 象者	契約書ひ な形有無	作成の背景目的、概 要	特徴、特筆点	適用範囲	PIC取得MAT設定	利益配分	伝統的知識	配分利益 の使途		その他
F26	CABI Switzerland's Best Practice for Access and Benefit Sharing Compliance	Hariet L. Hinz, Philip Weyl, David Smith	Best practices	2020	農業・環境分野 (CABIの対象分野) 主に食料・農業 (作物管理、外来種リスク評価・防除等)の学術研究・対策研究	CABIによる研究活動、農業・環境分野の非営利活動	CABIのスタッフ及び利用者	○ (MTA)	CABI(49ヶ国が参加する農業・環境分野の国際非営利政府間組織)のスタッフ及び利用者のABS遵守のための方針とベストプラクティスが記載。特に作物管理、外来種リスク評価・防除等の応用科学研究・コンサルティングに取り組むスイスセンターのベストプラクティスが記述されている。  利用しようとする遺伝資源がABSの対象となる場合の手順を定めている。	遺伝資源の収集・受領前後に踏むべきステップを説明した判断フロー(デザインツリー)も分かりやすくまとめられている。	名古屋議定書及びスイス関連法令に準ずる(遺伝資源と関連する伝統的知識)が、活動に関連する他の関連法令等への留意も記載。	●PIC、MATについての基本的ガイダンスとともに作業開始前に報告し、PIC/MAT交渉を作業開始の合意前に開始すべきことを示す。 ●スイス関連法令による利用国措置に係る手続も併記。	計画している作業が純粋に非商業的目的の場合に考慮すべき非金銭的利益の項目を提示(研究開発成果共有、出版物共同執筆、知的財産権共同所有、科学者の交流、大学院生の共同指導、キャパシティビルディング)。	名古屋議定書や用語における一般的説明と場合により対象になり得ることに言及あり。	—	CABIから遺伝資源を移転する場合の契約(MTA)ひな形が掲載されている(Annex 4)。	<a href="https://absch.cb.int/en/databases/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-262892-1">https://absch.cb.int/en/databases/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-262892-1</a>
F27	Wellcome Sanger Institute Best Practice – the Nagoya Protocol and Access and Benefit Sharing (ABS)	Catherine McCarthy – Wellcome Sanger Institute	Best practices	2022	遺伝学研究	ウェルカム・サンガー研究所による研究活動(商業利用目的も含まれ得る)	Wellcome Sanger Instituteのスタッフ及び関係者	×	英国ウェルカム・サンガー研究所(公益信託により運営されている非営利研究機関)が世界的なABS措置と名古屋議定書を実施する英国関連法令を遵守するための方針、ツール、プロセス、手順等を示す。議定書加盟国、規制当局、研究者等に対して、ABS法令への遵守のためのプロセスや手順を備えていることを保証することも狙いとする。	ABS法規制遵守のため研究所として取りべき対応が項目ごとに詳細に記載されている。	名古屋議定書及び英国関連法令に準ずる(遺伝資源と関連する伝統的知識)が、その範囲外のことを規定する国の法規制遵守についても範囲に含む。	●PIC、MATについての基本的解説。提供国により状況が異なることを踏まえた留意点等も記載。 ●アクセス手続が確立していない場合のNFPへのリクエスト方法。 ●研究所として、遺伝資源にアクセスする場合の手続及び組織内部での管理手順を、名古屋議定書締約国が否か、取得先がin situかex situか等のケースを分けて詳細に記載。記録の保存等についても記載。	●利益配分の考え方を記載。 ●これまでの利益共有の例として、知識、データ、情報の移転、トレーニング機会創出等があげられている。	●PIC取得MAT設定を含め組織内部での管理手順の中で状況に応じ土地所有者やコミュニティの許可が必要等の特別の考慮事項が生じることが記載。 ●なお、文書全体に遺伝資源(及び関連する伝統的知識(GR(aTK)))の表記で方針が記載されている。	—	英国ABS法令への遵守に係るデューデリジェンス宣言の様式が掲載されている(Annexes)。	<a href="https://www.sanger.ac.uk/wp-content/uploads/Wellcome-Sanger-Institute-Best-Practice_28.04.22_FINAL2.pdf">https://www.sanger.ac.uk/wp-content/uploads/Wellcome-Sanger-Institute-Best-Practice_28.04.22_FINAL2.pdf</a>

※J-: 国内組織が作成  
F-: 海外又は国際組織が作成

※「ABSCHカテゴリー」: 当該文書が国際クリアリングハウス (ABSCH) に掲載されている場合に、以下のどのカテゴリーで登録されているか(複数選択可)を示しています。

- Codes of conduct(行動規範・指針)
- National or domestic guidelines(国内のガイドライン)
- Best practices(最良の実例)
- Standers(基準)